

新庄市長 宛

統計調査員登録申込書

登録要件を満たしていることを確認し、下記のとおり新庄市統計調査員として登録を申し込みます。
 統計調査実施の際は、責任をもって調査を行い、統計法・関係法令を遵守します。
 統計法第41条に基づく守秘義務を守り、調査によって知り得た情報は他に漏らさないことを誓約いたします。

ふりがな		捺印
氏名		
生年月日		性別
大正・昭和・平成 年 月 日		男・女
現住所		電話番号
〒	固定	— —
	携帯	— —
職業	職種・勤務先（職業が有の場合）	
有・無	職種	_____
	勤務先	_____
	電話	— (内線)
調査従事の際の交通手段	新庄市統計調査員協議会への入会 (裏面参照)	
車・バイク・自転車・徒歩	入会する ・ 入会しない	
調査に対する希望		
例 自宅近くを希望 等		

◎上記個人情報は、統計調査事務に関する目的以外には使用いたしません。

【新庄市統計調査員協議会とは】

- ・登録統計調査員で希望する方が入会しています。会員数は約150名です。（令和6年4月1日現在）
- ・統計調査の際、各調査の調査員数が指定されるため、協議会員を優先的にお願いしています。なお、事情により調査が出来なくなった場合は、他の方を代替りの調査員としてお願いすることになりますので、忘れずに下記事務局宛ご連絡をお願いします。
- ・協議会の年会費は700円です。この会費は、各年度で最初に従事した統計調査の調査員報酬から差引きさせていただきます。調査に従事しない年度の年会費はありません。なお、調査に従事しない年度においても、協議会からの研修会等に関する連絡は差し上げます。
- ・毎年4月頃に総会を開催します。予算・決算・実施予定事業等について話し合われます。
- ・年に1度、会員同士の情報交換や親睦を深めるために日帰りの視察研修を行います。自己負担は1,000円～2,000円程度です。研修先は、山形市内又は周辺地域を想定しています。
- ・その他、不明な点は、下記の新庄市統計調査員協議会事務局までご連絡下さい。

事務局：市役所総合政策課システム統計係

電話：22-2111（内線 425・426）